

名称	令和7年度第1回中央区情報公開・個人情報保護審議会
開催年月日 ・開催場所	令和7年12月11日（木）午後2時～午後3時40分 中央区役所 本庁舎3階 庁議室
出席者 者の 氏名	委員 鈴木会長、原島委員、山本委員、川委員、原田委員、塚田委員、田村委員、松岡委員、桑原委員、清水委員、滝浪委員、勝倉委員、河本委員、野口委員 区職員 田中副区長、山崎総務部長、小林総務課長、三谷総務課法規係長、松田総務課情報公開係長、深山総務課情報公開係員、竹股総務課情報公開係員、浅川総務課組織等調整担当係長、川井総務課組織等調整担当係員、當山総務課法務担当係長、上村税務課長、秋元税務課課税係主査、田口税務課収納係長 出席者
配付資料	資料1 中央区情報公開・個人情報保護審議会名簿 資料2 令和7年度第1回中央区情報公開・個人情報保護審議会出席者名簿 資料3-1 重点項目評価書（地方税の賦課及び徴収に関する事務）の第三者点検について 資料3-2 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書） 資料4-1 情報公開制度の適正運用に係る取扱指針の策定について 資料4-2 情報公開制度の適正運用に係る取扱指針（案） 資料5 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況と今後の取組みについて
議事次第	1 開会 2 副区長挨拶 3 新委員の紹介 4 議題 （1）会長及び会長職務代理者の選任 （2）諮問 ・特定個人情報保護評価における重点項目評価について 第三者点検の実施（地方税の賦課及び徴収に関する事務） （3）開示請求の適正な取扱いについて （4）情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況と今後の取組みについて 5 その他 6 閉会
審議の経過	次葉のとおり

会議記録

1 開会

◎定数、配付資料及び審議の進め方の確認（小林総務課長）

2 副区長挨拶

◎審議会の開催に伴い、副区長が挨拶（田中副区長）

<田中副区長退出>

3 新委員の紹介

◎令和7年度から新たに就任した審議会委員の紹介（小林総務課長）

4－1 会長及び会長職務代理者の選任

◎会長に鈴木委員、会長職務代理者に原島委員が就任

4－2 諒問

◎諒問文の読み上げ及び資料3－1から3－2について説明（小林総務課長）

○鈴木会長

今回の重点項目評価については、地方税法の基本情報に関わるところであり、今回新たに出てきたのは「公金受取口座」というものである。委員の皆さんもコロナ禍で給付金等を受け取った経験があるかと思うが、それらの口座情報を一元化し、マイナンバーと紐づけ、税の還付等の公金受取口座とするという、重要な変更がなされている。この変更に対して、標準的なリスク管理は実施できているといった説明であった。

諒問事項について、ご意見やご質問はあるか。

○清水委員

情報漏えいがあったときの責任の所在はどうなるのか。

○小林総務課長

国の責任において法律で制度の運用の厳格化や、今回のような評価の実施でリスク管理について確認している。

自治体で情報漏えいが発生した場合には、原因分析及び再発防止策について国に報告し、同様の事象が他自治体で発生しないように、国が制度の安全性を確保していく仕組みである。

○山崎総務部長

区の行政ネットワークは、通常のインターネット環境と直接接続するということではなく、行政ネットワークと通常のインターネット環境の間には、サーバー等が必ず存在する。行政ネットワークから通常のインターネット環境に接続するときには、その両者間にあるサーバ内に一度入り、別の画面からインターネット環境を利用するような仕組みになっている。

今回の評価書の中でリスクの面で問題となるのは再委託である。例えば契約元から子会社にデータ入力のみ再委託を実施した場合、契約元と子会社の双方ともきちんとしたリスク管理がなされているか等が重要であり、今回はそれらの点をお示しし皆様にご確認いただくことが評価の実施目的である。

○原島委員

すべての業務を役所内部で処理するわけにはいかないため、委託をすることは仕方ないとしても、再委託をすると再委託先の情報の扱い方までは管理が行き届きにくくなると考える。今回の再委託については、本当に再委託が必要であったのかという確認はきちんとなされているのか。

○上村税務課長

再委託については、通信環境の整備や輸送費等の経費の面からやむを得ず実施した。しかし、再委託のリスク増大については認識しており、今後は再委託を実施せずに済む手法を検討しているところである。

再委託の業務内容はパンチ業務であるが、現状は紙を送付しデータ入力を実施している。今後は紙ではなくデータ化して送付することを検討しているため、再委託を実施せずに済むと考えている。

○鈴木会長

場合によっては、再委託を禁止するというようなことも言えるのか。

○山崎総務部長

再委託なしで1社で完結させる要件をつけることは契約上は可能であると考える。ただ、それを実行できる事業者がどれだけあるかということと、それを実行するためにどれだけの経費がかかるかは問題になってくると思う。

今のIT関係企業については多くの会社が業務を細分化しており、このような業務委託については、グループ会社や子会社がやらざるを得ないという状況も現実としてある。

○川委員

紙でのやりとりについて確認であるが、まずは区が紙を発注し届き次第パンチ業務の委託先へ送り、事業所で作業となるため輸送費がかかるという理解でよいか。

紙ではなくデータを送って作業ができ、さらにそこから発送ができれば郵送費だけで済むと思う。

○上村税務課長

ご認識のとおりである。

区民の方から預かる住民税の申告書や、納付書についている済通という証明に関するパンチ業務を再委託している。これらの紙類を事業者へ送るための輸送費がかかる。

○小林総務課長

DXやデジタル化が実現されれば、輸送費の面は解決する。今、国がシステムの共通化、標準化として、これまで各自治体ごとにシステムを利用していたものを全国共通のシステムで運用するよう示している。これが適用されるとデータでのやりとりが可能になる。

○上村税務課長

住民税申告書に関しては令和8年1月から電子で申告することができるよう国が環境を整えた。このように徐々にデータ化を進め、すべての業務がデータができるよう整えていく。

◎質問について採決を行い、賛成多数により本案について適当と認め、答申することとした。

＜浅川総務課組織等調整担当係長、川井総務課組織等調整担当係員
上村税務課長、秋元税務課課税係主査、田口税務課収納係長　退出＞

4-3 開示請求の適正な取扱いについて

◎資料4-1及び4-2について説明（小林総務課長）

○川委員

不開示事由は情報公開条例第8条各号にて定まっている中で、それ以外の不開示事由をつくるとなると、条例に明文化せずとも、第4条の規定にて不開示と決定することができるのではないかと思うが、いかがか。

○原島委員

要するに濫用的請求の対応についてかと思うが、濫用的請求か否かの判断は、情報の中身に関わらない不開示事由として整理されると思う。条例を改正することなく濫用的請求に対

して不開示の決定をすることもあり得ると思う。その点も踏まえ今後議論したいと思う。

○鈴木会長

区政情報は公開を原則とする中で例外として不開示事由を定めている。今回の指針の作成は、その不開示事由ではなく、「不適正な利用である」ということを事由に行政処分をするための基準の作成にあたることから、慎重に検討するべきと考える。よって、学識者で構成する小委員会を設置し、そこでの検討の結果を報告した上で本審議会にて最終的な審議をする、という流れで進めたいと思うがいかがか。

（「異議なし」の声あり）

○原島委員

ちなみに、資料4－1の別紙に、請求に対して準備した区政情報を紙換算すると約25,000枚で53万円という手数料債権が発生したとあるが、これは回収できたのか。

○山崎総務部長

費用については、開示請求の申請時に支払うものではない。本区の場合、処分通知発送後、情報の引き渡しのときに手数料を徴収している。そのため、債権も発生していない。

○原島委員

債権債務についても議論できると考える。区政情報を閲覧することへの手数料というよりも、準備することが特定の者のためにする行政作業になってくる。さらには手数料は地方税滞納処分の例によって回収することができるため、議論の余地があると感じている。

別の自治体でも、何万というデータチェックをした挙げ句、請求者が引き取りに来なかつたときの担当者の作業負担については多くの話を聞いたことがある。本筋ではないかもしれないが、この点も踏まえ、現在ある制度についても小委員会で議論したい。

○鈴木会長

手数料の徴収については、条例制定時多くの議論をした。データは人力をかけて生成していくものであるため、手数料の徴収は意味のあるものだと思う。

手数料徴収についても含め、小委員会で議論を続けていきたい。

4－4 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況と今後の取組みについて

○資料5について説明（小林総務課長）

○清水委員

中央区の実施状況は、都内その他自治体と比較してどの程度のものなのか。

○鈴木会長

個別の問題が発生したときには、その問題に関連する情報を求める開示請求が出てくる。その事案だけで100件になってしまうこともある。その点を踏まえると、数値だけでの判断は難しいところがあるが、公開度は比較的きちんと守っているような印象である。

○小林総務課長

公開前提の情報については条例の手続きを経ずに公開していくという、「任意的情報提供」という制度も、庁内に周知を図って進めているところである。

○山崎総務部長

「任意的情報提供」の補足だが、区政を進める上で様々な事業が決定するまでの過程に関しては、手数料を徴収せずに任意的に情報を公開する制度であり、この取組みを進めている。

ただ、例えば営業許可台帳等の情報公開については、手数料を徴収し事業者側に行政コストの負担を求めている。これらについては今後も継続していきたいと考えている。

5 その他

○野口委員

PTAで活動しているが、特に小学校高学年から中学生においてはスマートフォンやSNSの普及により、いじめや不登校につながるような問題が出てきている。また、タブレットが1人1台ずつ渡されていることから、大人が考える以上の行動を子どもたちが起こしている現状がある。今日、情報セキュリティについて話があったが、子どもにクレジットカードを渡さないことで何とか凌いでいる感覚である。PTAの中でもこの問題について取り組んでいかなければと話をしているところであるが、個人情報の観点で、子どもたちのプライバシー等を中央区で守ることができると気になっている。

○原島委員

極論として、スマートフォン規制条例をつくることも考えられる。他自治体では、条例をつくり、いじめにつながるようないわゆる裏サイトの規制をしているところもある。やり方は何かしらあるように感じる。

○鈴木会長

国内限らず、国外に目を向けてもスマートフォンの利用を規制することについては検討さ

れている。今のようなSNSの時代にあったやり方を考えなければいけないと感じる。審議会だけでなく、関係機関との協議も必須であると思うため、今後の課題の1つとして捉えていきたいと考える。

（午後3時40分 閉会）